

令和4年(ネ)第287号 国家賠償請求控訴事件

控訴人(被控訴人 第一審原告) 三輪 唯夫 外3名

被控訴人(控訴人 第一審被告) 岐阜 県

控 訴 準 備 書 面 (1)

令和4年10月28日

名古屋高等裁判所 民事第2部De係 御中

被控訴人(控訴人 第一審被告) 岐 阜 県

訴訟代理人 弁 護 士 端 元 博 保

同 弁 護 士 伊 藤 公 郎

同 弁 護 士 池 田 智 洋

電話

FAX

一審原告ら控訴答弁書(以下、「答弁書」という。)について、下記のとおり反論する。

- 1 答弁書5ページ4行目から6ページ2行目にかけて、書籍を引用した上で、警備公安警察は犯罪の発生の具体的な危険性がないにもかかわらず、常に国民を監視しているなどと主張するが、これらの主張は、一審原告らの独自の見解と言わざるを得ず、同主張が失当であることは、引用する書籍によって左右されるものではない。
- 2 答弁書6ページ6行目から「被告県が敵視する大衆運動は憲法上の権利の行使である」と項目立てて主張が展開されている。

そもそも警察は、大衆運動そのものを「敵視」したり、7ページ15行目において一審原告らのいうところの「権利の行使」を危険視しているわけではなく、公共の安全と秩序の維持に当たるといふ警察の責務を遂行するため、大衆運動に伴う違法行為やトラブルを未然に防止するために、治安情勢を的確に把

握・分析するとともに、必要な対策を講じているのであり、これらは公共の安全と秩序の維持に当たるという警察の責務の一環である。

よって、警察が大衆運動を敵視したり、一審原告らのいうところの「権利の行使」を危険視したりしていることを前提として繰り広げられている全ての主張は、失当である。

- 3 答弁書8ページ下から3行目において、大衆運動に伴ってトラブルが発生した具体的な根拠が示されていないと主張する。

しかし、当初は平和的な大衆運動であった運動が、拡大・大規模化した結果、「一部の者による散発的な暴力又は逸脱行為」等の違法行為や、運動が大規模となったが故のトラブルが生じることはあるのであり（令和3年警察白書206ページ参照）、公共の安全と秩序の維持に当たることを責務とする警察がそうしたトラブルを想定しないのではむしろ職務懈怠の誹りを免れないのである。

- 4 答弁書9ページから10ページにかけて「(2)ア」につき、「私事性、秘匿性及び非公知性」は客観的に検討・判断すべきものであるところ、原判決は、「原告らの私的又はその思想信条にかかる活動及び事柄に関するもの」として「私事性、秘匿性及び非公知性」を検討したのではない。

また、「自己が欲しない他者にはみだりに開示されたくない情報」とは、当該情報の帰属主体が主観的に開示を欲しているか否かではなく、一般人を情報の帰属主体として客観的に認められるか否かが問題になる（最高裁平成15年9月12日第二小法廷判決・民集57巻8号973頁参照）のにもかかわらず、原判決はその点についても検討していない。

その上で、一審原告らは、公的立場にない私人の「私的又はその思想信条にかかる活動及び事柄に関する」個人情報である限り、「自己が欲しない他者にはみだりに開示されたくない情報」とであるという独自の解釈を提示している。

このように、一審原告らは、独自の解釈に基づき、原判決が一審原告らの個人情報の私事性、秘匿性及び非公知性について十分に検討した上で判断を行っているとは主張するが、とても十分に検討したとは認められない。

- 5 答弁書10ページ「(2)イ」につき、「評価」の表出である意見が「一定の事実を評価した結果の発言」とあるとの主張は失当である。

なぜなら、例えば、「やっかい」という意見は、必ずしも「一定の事実」を評価したとは限らず、「具体的事実があるわけではないが、なんとなくそういう気がする」という思考過程の結果であることも考えられる。

発言者による評価としての意見が「一定の事実」に基づくか否かについて具体的に検討することなく、「一定の事実」の存在を当然視することは失当である。

- 6 答弁書10ページ下から5行目につき、原判決は、公知性の判断基準に、公表者の主観を含めたうえで、「永続的に第三者にこれらの情報が提供されることまで当然に許容していたとみるべきではない」と判示する。

しかし、公知性の有無は、客観的に判断されるべきものである。

例えば、不特定多数に対して情報を開示した後、開示者が主観的に「一定期間が経過したから公知性が消滅した」と思っていた、であるとか、「新聞に発表したけど、Aさんに対しては開示していないので公知でない」と主観的に思っていたからAさんへのみ公知性はない、などの主観が基準とされれば、公知性の判断は不可能である。

このように、公知性の有無については客観的に判断されるべきものであり、その判断には、情報を開示した主体の主観的な許諾の有無や範囲は問題にならないので、原判決の判断は失当である。

- 7 また、答弁書10ページ下から3行目から11ページ2行目において、「全ての国民が」と、あたかも一人でもインターネットを閲覧していなかったり、SNSを利用していなかったりする限り「公知性」がないかのような主張は極論であり、説得力に欠ける主張である。

付言すれば、自らインターネットやSNSを通じて不特定多数に対して開示した情報を「自己が欲しない他者にはみだりに開示されたくない情報」と解することは、非論理的である。

- 8 答弁書11ページ7行目において、「被告県は、情報提供の違法性を争う理由として、個々の情報の秘匿性や公知性を縷々主張する」としている。

被告岐阜県が「個々の情報の秘匿性や公知性を縷々主張する」のは、「人格権としてのプライバシー」が侵害されていないことを明らかにするためである。

- 9 答弁書11ページ下から12行目からの㊦において、一審原告らの個人情報を「被告県が指摘するインターネットやSNSから取得したと裁判所を不当に誤信又は混乱させる」と主張する。

一審原告らが、自らインターネットやSNSに発信して不特定多数の閲覧に供した情報や自ら取材に応じて新聞記事として掲載された情報は、たとえそれが原告らの個人情報であろうと、その情報は既に不特定多数が知り、今後もさらに不特定多数が知り得る情報であって、もはや私事性、秘匿性及び非公知性

を備えて法的に保護すべきプライバシー情報とはいえない。

なお、被告岐阜県の当該立証は、公知性の存在及び自ら発信していることを理由とする秘匿性の否定の各証明に尽きるのであり、情報の取得方法について裁判所を不当に誤信又は混乱させる目的など全くない。

- 10 答弁書12ページ13行目から14行目において、「議事録は業務文書なのであるから、正確を期して作成したはず」と主張する。

しかし、本件議事録は、以下述べる通り、そもそも会話の内容を正確に反映しているものではないのであるから、業務文書であることを理由に正確性があると主張する原告らの主張は失当である。

現に、証人玉田は、「議事録というのは玉田が作る議事録であって、会社としてどうのこうのとか上へ上げるにいろんなことがあって、そういう意味でグループ長とか上席がいるので、そうした中でこの表現が違うよっていうことがあれば、そこは修正したもので最終的にグループ長が印鑑押したものが名古屋へ行く」（証人玉田18ページ下から4行から19ページ1行）と証言しており、証人玉田が作成した議事録を、意見交換の参加者ではないシーテック社上層部が変更していることを認めている。

また、証人玉田は「議事録自体が全部1から10まで大垣警察署で話したことを全部書いたわけじゃなしに、先ほど言ったようにインターネット等、落としたデータも貼ってありますし、今後どうやって進めたいかっていう私どもの意向も含めて議事録として作ってあります」（証人玉田25ページ下から4行から25頁1行）とも証言しており、本件議事録が、意見交換の内容の再現性を減殺したものであることを認めている。

さらに、「大垣警察署で話したことを記載した議事録にしても、意見交換の内容を録音して起こしたり、作成した議事録の正誤について意見交換の相手方参加者に確認してもらったりしたわけではなく、証人玉田が「全体で受けた印象としてそういうふうに思った」（証人玉田8ページ下から5～4行目）ことを記載したり、「メモ用紙とかそういうのに走り書きで自分の覚えられる範ちゅうでメモった」（証人玉田16ページ最下行～17ページ1行）りした程度のもので、正確性、信憑性を欠くものである。

しかるに、原判決が「本件議事録の作成目的を踏まえる」と本件議事録は「本件情報交換の具体的内容につき、事実と大幅に異なるような変更が加えられたとは考え難い」などと不明な基準により「本件議事録は、正確性、信憑性

を欠くものとははいえず」と認定するのは、証人玉田の証人尋問の内容を、ことさら軽視ないし無視した感が否めず、論理性も説得力も窺えない。

- 11 答弁書12ページ14行目から16行目において、「警察から提供された情報に大幅に異なる変更を加えて、虚偽の業務文書を作成する動機などあるはずがない」と主張する。

しかし、証人玉田の「動機」を問題にする主張は失当である。

被告岐阜県は、本件議事録が情報交換の内容を正確に反映したものであるかどうかを問題としているのであって、証人玉田が、記憶できる範ちゅうで記録したり、主観的に受けた印象を記載したりした程度の記録を元にして、インターネットで得た情報を補足したり、意見交換の場になかった者が自社の意向を踏まえて修正したりした当該議事録の内容に関する正確性、信憑性は多分に低いと言わざるを得ないことを指摘しているのである。

- 12 答弁書12ページ17行目から20行目において、証人玉田の証言が「議事録の信用性を高める証言であって、信用性を減殺する証言ではない」と主張する。

しかし、会合の内容を録音して起こしたり、作成した議事録について相手方の確認を得たりもせず、「走り書き程度」（証人玉田17ページ3行）のメモに、「お名前が分からないだとか、どういうところなのか分からないところございます」（証人玉田17ページ7, 8行）という程度の記憶を加えて、「議事録に打ち直し」（証人玉田17ページ1行）したという証人玉田の証言からは、聞き間違いや記憶違いが混入した議事録が作成されたと推測することが合理的である。

よって、証人玉田の証言について、一審原告らの「議事録の信用性を高める証言であって、信用性を減殺する証言ではない」との主張は、明らかに矛盾しているというほかない。

- 13 このように、原判決の一部には、不十分な検討による解釈の誤りが存し、また、一審原告ら控訴答弁書における被告岐阜県に対する主張は、独自または曲解をもとになされているものであり、失当である。